

総務文教常任委員会

【議案第35号】

●松田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事院勧告に伴い、職員の給与等の改定について提案された。

委員会の説明員として、副町長及び総務課職員から「地域手当3%の支給」について、重点的かつ詳細にヒアリングを行い審査した結果は次のとあります。

審査の概要

説明員と次のような質疑を行った。

質 廃止した「地域手当」が復活している。廃止した経緯と復活する理由は。

答 (総務課長)

平成18年度まで10%支給していた。当時、5万人未満の市町村は支給基準対象外であったことやバブル崩壊以降、財政が逼迫していたので平成20年度から順次削減し、22

年3月に廃止した。

今回、人事院勧告の中で地域間格差の是正や、官民給与水準等を勘案するよう指導があった。また、平成27年度から給与水準2%の引き下げも勧告されている。

松田町は県内市町と比べ、給与水準は低位であり地域手当も廃止しているため、職員の待遇改善をする必要がある。

質 「地域手当」を3%に設定する理由は。

答 (副町長)

足柄上地区の市町は、3%支給している。給与2%の引き下げを考慮する、生活水準維持のためにも必要だ。

審査の結果

裁判により賛成多数で原案のとおり可決した。5日の本会議では委員会報告（下記参照）後に、予算編成の中から捻出する。

質 福祉関連の経費が増加すると、投資的事業を実施する恐れはないのか。

答 (副町長) 事業ごとの補助金や起債を活用し対応する。

①アベノミクス効果は、お、回答は委員会審査と重複しているため割愛した。

未だ地方に波及していない。公務員だけが昇給することは、町民感情からして納得できない。
②人口減に伴い地方交付税も減なっている。人口増加とか企業誘致が見込めるなら「地域手当」を復活してもよいが、将来的な見通しが厳しい時は復活してもよいが、将

に受け入れられるのか。本会議での質疑終了後に裁決を行い、賛成多数で原案のとおり可決した。

本会議の審議

に、いかがなものか。
③職員の勤労意欲を高め、町民サービスを向上するため「地域手当」を復活するというが、町民に受け入れられるのか。

※地域手当とは…地域における物価等を考慮し、一定の地域に在勤する職員に支給される手当で、基本給、管理職手当、扶養手当等の合計額に一定の率を乗じた額をいう。